会議(打合せ)報告書	
会議(打合せ)のタ	称 令和 3 年第 2 8 回 議会運営委員会
報告者職氏名	主査 今井 好美
I H 11 I	年11月29日(月) 場所市役所本庁舎4階大委員会室

出

出席者 伊藤仁委員長、斉藤智子副委員長、柴田圭子委員、影山廣輔委員、

秋谷公臣委員、平田新子委員、和田健一郎委員、徳本光香委員、岡田繁委員 岩田議長、血脇副議長

席者

欠席者

議会事務局 石井局長、今井主査、小原主事

執行部 笠井市長、中村総務部長、髙山総務課長

【会議の概要】

議題

- (1) 追加議案の取り扱いについて
- (2) その他

《決定事項等》

- (1)追加議案の取り扱いについて
 - 追加提案される議案については、
 - ・議案第12号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、
 - ・議案第13号 白井市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、
 - 追加提案の議案の取り扱いについては、

11月30日の日程に追加し、日程第2 「一般質問について」の後に一括上程し、日程第3として、「議案第12号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、日程第4として、「議案第13号 白井市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を追加し、委員会付託を省略して審議を行うこととする。

(2)その他について

なし

白井市議会運営委員会

日時:令和3年11月29日(月)

定例会終了後

場所:白井市役所本庁舎4階

大委員会室

- 15時15分 開会-
- ○石井議会事務局長 開会前進行 -
- ○伊藤委員長 あいさつ -
- ○笠井市長 あいさつ -
- ○伊藤委員長 ただいまの出席は9名です。委員会条例第16条の規定により定足数に達しております。

これより令和3年第28回議会運営委員会を開会いたします。

本日の会議は、お手元に配付の議題のとおりです。

議題(1)追加議案の取扱いについてを議題とします。

執行部より、今定例会に追加提案される議案の内容について説明を願います。 高山総務課長。

○髙山総務課長 それでは、総務課の方から、追加提案します議案2件について、概要を ご説明いたします。

資料にそって説明いたしますので、そちらをご覧いただきたいと思います。

議案第12号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、 所管課は総務課になります。

人事院及び千葉県人事委員会勧告を踏まえ、期末手当を改定し、その他所要の整備をする ため、条例の一部を改正するものでございます。

内容についきましては、令和3年人事院勧告、令和3年8月10日に発出されております。及び千葉県人事委員会勧告、令和3年10月11日に発出されております。これらに基づき、令和3年12月期の期末手当の支給月数を1.275月分から1.125月分、再任用職員にあっては、0.725月分から0.625月分に改定するものでございます。

また、令和4年度以降の期末手当の支給割合を6月期、12月期で均等化する改正を併せて行っております。

施行期日につきましては、公布の日、明日の30日に追加提案し、採決をいただく予定としておりますので、11月30日施行ということでお願いしたいと思います。

ただし、支給割合の均等化については令和4年4月1日施行を予定しております。 続きまして議案第13号、白井市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一 部を改正する条例の制定について、所管課は総務課となります。

会計年度任用職員の令和3年12月に支給する期末手当の特例を定め、その他所要の整

備をするため、条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、会計年度任用職員の期末手当について、令和3年12月期は一般職の規定を準用せず現行の支給割合とするものでございます。

施行期日は、先ほどの一般職と同様に11月30日 公布の日を予定してございます。 以上が議案の内容になりますが、このあとの全協の方で、勧告に伴います市の対応について、ご報告させていただく予定でございます。

以上で説明を終わります。

○伊藤委員長 以上で説明が終わりましたが、ただいまの説明について、補足説明を求めたい方はいらっしゃいますか。

[「なし」と言う者あり]

○伊藤委員長 補足説明がないようですので、執行部の部課長さん、退出をお願いいたします。

〔執行部退出〕

- ○伊藤委員長 それでは、次に事務局より、追加議案の取扱いについて説明を求めます。 議会事務局長。
- ○石井議会事務局長 それでは、議案の追加提案を受けまして、会期中におけます議事日程について説明させていただきます。お手元に配付の議事日程案をご覧ください。

執行部から説明のありました追加提案の一部改正条例2件については、明日11月30日の日程に追加して審議する案を考えております。内容といたしましては、諸般の報告のあと、日程第2 一般質問について の後に一括上程をさせていただきまして、日程第3として、議案第12号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第4として、議案第13号 白井市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、を追加いたしまして委員会付託を省略いたしまして質疑、討論、採決をお願できればと考えております。

以上、議事日程案となります。よろしくお願いいたします。

以上です。

○伊藤委員長 ただいま議会事務局長より説明がありました議事日程(案)について、質疑はございますか。

[「なし」と言う者あり]

○伊藤委員長 質疑がないものと認めます。

これで質疑を終わります。

それでは、追加議案の取り扱いについては、事務局から提案のとおり、11月30日の日程に追加し、日程第2 一般質問について の後に一括上程し、日程第3として、議案第12号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第4として、議案第13号 白井市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の

一部を改正する条例の制定についてを追加し、委員会付託を省略して審議することにご異議ございませんか。

(異議なし)

[「異議なし」と言う者あり]

○伊藤委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。議題の(2) その他についてを議題とします。委員の皆様から何かございますでしょうか。

[「なし」と言う者あり]

- ○伊藤委員長 議長から何かございますか。
- ○岩田議長ありません。
- ○伊藤委員長 事務局からは。
- ○石井議会事務局長 ございません。
- ○伊藤委員長 ほかになにかございますか。

[「ありません」と言う者あり]

○伊藤委員長 ないようですので、以上で本日の議題は全部終了いたしました。よって、 議会運営委員会を閉会とします。

慎重なる御審議を賜りまして、誠にありがとうございました。

- 15時23分 開会-